# 大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会第5回千早赤阪水道事業料金検討部会(概要)

開催日時:令和3年9月1日(水)14:00~15:00

場 所:Web会議

出席委員:鍬田部会長、加山委員、佐藤委員、仲野委員、矢田委員

# 1 議事

(1) 水道料金の検討について

- (2) 部会報告書(案) について
- (3) 水道料金改定について(説明資料)

# 2 議事概要

(1) 水道料金の検討について

事務局から、水道料金の検討について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

# 【委員】

今回のケース4は、口径別料金体系で小口径(メーター口径13ミリから25ミリまで)は料金を統一するという前回のケース3からもう一歩進めて、これまで支払ってこられた料金からの激変緩和をされようという意識のもとで作られたプランだと理解している。今回、料金構造や料金体系を見直す中では、同じ水は同じ値段であるということがメインにあったので、その意味では、若干どうかと思わないわけではないが、激変緩和を重視されたということに関しては、理解する。ただこれが、今後も続くかという点に関しては、あえて疑問を呈させていただく。これまで少ししか料金を支払ってこなかったのだから、これからも少ししか料金を支払わないというのでは、同じ水を販売する企業団としてのスタンスもおかしくなる。水道水を提供する公営企業として、徐々に是正されていく必要がある。このままの状態を維持するような誤解を与えないように、今はできるだけ村民の負担を緩和するためにもこの形にしたということを丁寧に説明いただければと考える。

#### 【委員】

メーター口径がそれぞれ13mmであったり、25mmであったりで、メーターの規格が違うことにより設置時の単価が異なっているため、それをうまく反映できるようにという形で今回、メーター口径に合わせて単価を若干変動させていると理解しているが、それでよいか。

#### 【事務局】

そのとおりである。

# 【委員】

今後は統一する方向ではなく、こういう形で口径別の単価を維持する方向になるという理解でよいか。

#### 【事務局】

水道料金には、基本料金と従量料金があり、まず基本料金は、固定費を回収する部分として、設定をしている。この部分については、設置するメーター口径により、メーターの調達コストや流れる水の量が変わるので、その口径に応じた基本料金を設定することで、メーター口径で差がつくことが、逆に公平性の担保ということになる。一方で、従量料金は、水を1立法メートル作る場合の費用は基本的には変わらないため、めざすべきところは、従量料金の単一料金ではあるが、現状、そこまで行うと、一般用の使用者の方々の負担増加につながることから、今回は従量料金に逓増制を設けている。

## 【委員】

ケース3とケース4において、特に20mmと25mmのところでは、基本料金が上がっていて、13mmは逆にマイナス40円になるというところの説明をしっかりできればそれで大丈夫と考えている。

## 【委員】

料金体系を変えることは、一番苦労するところで、私も身をもって、大変な作業であると感じている。基本料金と従量料金の比率の検討では、固定費のほうに比重を置くように見直していただいたこと。また、こういう料金体系の見直しのときには、どうしても現状と大きく差が出てくるところもあるが、一般の住民のところで、公平な形を取っていただいたこと。この辺については、良かったと感じており、このケース4を採用すればよいと思っている。ただ、前回もお話しさせていただいたように、今後水需要がどんどん減ってくる中で、基本料金部分のウエイトがさらに大きくなるというのは、目に見えている。従量料金が思ったように確保できない、料金として上がってこないというのは、もう10年、20年先には目に見えている。そういう意味では、使用水量が減少するなかで、いかに水を使っていただくかというような施策を考える必要がある。先進的なところでは、水をたくさん使ったところは、逓増度を逆にある水量のところで落とすというような施策を取っておられるところもある。そういう先進的なところの状況もまた研究して、水を使っていただけるような事業運営、料金体系のあり方というのも今後の課題として、研究していただけたらと思う。このケース4は、大変精緻にされていると思う。

#### 【委員】

ケース4を見ると、メーター口径13mmの部分について、一番使用者の多い階層の料金が 基本的に下がっているので、ケース4でよい。

#### 【委員】

説明を聞き、前回の意見を加味されているので、ケース4でよい。

# 【部会長】

委員の方々から特に新たな修正や意見はなく、今回提案があったケース4でよいというご 意見かと思う。また、このケース4は、千早赤阪村の村長にもご説明をされて、ご理解をいた だいた案ということでもあり、本部会としては、このケース4を最終案として、取りまとめた

# (委員一同 了承)

#### (2) 部会報告書(案) について

事務局から、部会報告書(案)について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

## 【委員】

よくまとめていただいて、非常に分かりやすい報告書になっていると思うが、体裁について、意見を述べさせていただく。まず、3ページから4ページの図やグラフに表題が付されていないので、表記するとよいと思う。また、耐震適合率や有収密度、料金回収率など専門用語が出てくるので、説明を記載するとよいと思う。次に、11ページから12ページであるが、今回の検討については、まず10ページで必要な料金水準を検討するための条件を4つ挙げられている。一方、11ページから12ページの中で、検討した結果が記載されていないので、12ページの最後辺りでよいと思うが、料金改定を26%とした場合の評価を記載した方が、より検討の結果が分かりやすいと感じる。それから、13ページから14ページにわたって非常に文章が多いので、13ページの水道料金体系の現状のところで、料金体系のイメージ図を入れたら、読み手にとっては理解がしやすいのではないかと思う。最後に、21ページのまとめであるが、非常によくまとめていただいているが、次につなげるポイントとしては、令和9年度から統合に係る繰入金がなくなることが、非常に経営に影響が大きいということを考えると、今後の課題の最初の1つ目のところに、統合に係る繰入金が令和9年度からなくなることからというようなことを布石として打っておいたほうがよいのかなと感じる。これについては、村との調整があると思うので、企業団に判断をお任せする。

# 【事務局】

3ページ、4ページの図の説明や指標の説明については、説明書きを入れるなどの修正をしたい。11ページから12ページの検討条件に対する結果評価については、部会資料では三角(△)や丸(〇)で評価を記載していたので、それを挿入したい。13ページの水道料金体系の現状のところには、部会資料に2部料金制のイメージ図を掲載していたのでそれを挿入したい。また、21ページのまとめの部分について、令和9年度以降は村からの統合に伴う繰入金が終了し、経営が厳しくなる一因であることは間違いない。千早赤阪村とも調整の上、判断をさせていただきたい。

#### 【委員】

12ページの表4-1を見ていると、そういう選択をしたということが、よく分かるなとは思いつつ、検討の結果というか、検討のイメージが文言になっていることは必要かと思った。というのも、改定率27%を26%にしたが、その結果として、令和9年度に予定されている料金改定の改定率を28%の見込みに上げた。ある意味では厳しい道を選んだ。同時に企業団としても経営効率のさらなる改善をめざさなければならない厳しい道を選ぶということを、使用者の方のためにも、村のためにも決意されようとしている状況である。文章に書くのはす

ごく難しい部分ではあるが、そういったことも全て踏まえて、部会として、こういう結論にしましたということは、部会長にご説明いただければよいと思う。どの程度、一般にオープンにされる資料なのかは分からないが、これまでの部会での検討の経緯はほぼ網羅されていて、分かりやすい資料にはなっているかと思う。

#### 【委員】

今回、令和9年度以降の改定率のことについては、最後のまとめには数字が挙がってこない。これについては、令和9年度以降に改定の見込みがあるという見込みだけで、もう一度この料金改定の部会が開かれる必要がある、若しくはそういうようなことを何らか書く必要があるのかなとは思うが、この辺については、どのようにお考えか、教えていただきたい。

## 【事務局】

令和9年度には現時点で改定が必要となる見込みである。令和9年度に本当に改定が必要かというのは、今後の決算状況などを見ながら判断していくことなる。その上で、令和9年度にやはり改定が必要ということになると、今回と同じように2年度前から部会を立ち上げ、今回と同じような手続を経て、料金の検討を進めていくことになるため、報告書には特段の記載はしていない。

#### 【委員】

今回の料金改定が妥当であったのか。もう少し、そういうことを検証する機会をどのよう に設けるのかという記載があってもよいようにも思うが、いかがか。

#### 【事務局】

毎年度の決算のタイミングにおいて、今回の料金改定のシミュレーションと比べてどれくらいの収入になっているのかというようなことも含めて、検証する必要があると考えている。一般的によく言われるのは、今回平均26%の改定ということで実施をしているが、改定当初は節水意識が働くことで、実態としてはなかなか26%増の収入が得られないというようなことも聞いている。そのため、決算状況を見ながら、しっかりと次はどのタイミングで改定が必要なのかということは見ていかなければならないと考えている。もし記載をするとすれば、そういう趣旨を記載させていただく。

#### 【事務局】

他団体では、料金算定期間を通常5年とすることが多い。料金改定をした後どうであったか、今後の料金改定の必要があるかということを、料金改定から5年後に見ていくというルール付けをしているところも多い。千早赤阪の場合、その5年で改めて見るというよりは、今の時点から恐らく5年後には料金改定が必要になる見通しがあるので、基本1年ずつ、決算の中で実績が出たときに想定していた料金収入との乖離などを点検していくということになるかと思う。その辺りは記載をしておく方向で検討させていただく。

# 【事務局】

改定率26%に至ったプロセスとか、その結果、令和9年度の改定率が上がって、ハードルが上がったということについては、今回の改定のことでない部分も含むのであまり触れてい

ないが、先ほどご発言いただいたように今後、経営・事業等評価委員会で説明をしていく際 に、部会長若しくは事務局から、検討したプロセスも踏まえ、丁寧にご説明をしたい。

#### 【部会長】

他にご意見がないようなので、今回の報告書案については先ほど幾つか修正意見があった点については反映する形で進めさせていただきたいと思う。10月5日の経営・事業等評価委員会の前に第6回の部会があるので、その部会にて改めて説明していただくことにしたいと思う。

# (3) 水道料金改定について(説明資料)

事務局から、水道料金改定について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

# 【部会長】

前回、住民説明会の資料案の修正、ご意見等をいただいたが、うまく反映されているか、確認をいただきたい。

#### 【委員】

住民が水道の専門家ではないということを念頭に置いて、分かりやすく説明していただければ十分読み解ける資料になっているかと思う。

#### 【部会長】

前回、住民説明会(9月12日)は、事前登録という形で進められるとお伺いしたが、現在 どれくらい申込みがあるのか教えていただきたい。

# 【事務局】

現状は1件お問合せが水道センターにあったが、正式な申込みは、まだない状況である。ただ、申込期限が今週の金曜日(9月3日)までとなっているので、コロナ過の緊急事態の状況もあるかと思われるが、金曜日までには何人かご参加いただけると考えている。

## 【部会長】

応募が多ければ2部制にする提案もあったが、1回開催ということか。

#### 【事務局】

現状は1回開催になると考えている。

#### 【部会長】

委員の方々も関心をお持ちだと思う。9月3日以降で構わないので、どの程度応募があったのかを教えていただきたい。

# 【事務局】

申込状況等については委員の皆様にお知らせさせていただく。なお、9月3日までを期限 として広報させていただいているが、期日を過ぎてお電話をいただいた場合や、当日お越し いただいた場合でも、定員に達していない状況であれば、柔軟に対応していきたい。

# 【部会長】

住民説明会では住民の皆さんに理解していただくよう、丁寧な説明をお願いしたい。